## 1 実績評価

	事業の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
1	独占禁止法違反行為に対する		大規模事業者による入札談合事件、カ
	措置(平成16年度)	法的措置を採った件数は増加し、また、悪質な事件、大規模事業者による入札談合事件、市場構造が	
		寡占的となっている事業分野の事件について処理しており 内容の向上が見られる	取引事件、公共調達に係る安値入札問題
		世界的規模の事業者による事件あるいは国民生活に及ぼす影響の極めて大きな事件について、法	など多様な事件について厳正かつ積極的
		的措置を講じており実効性のある事件審査が行われていると評価できる。	に対処。
		優越的地位の濫用行為については、平成16年度において、大規模小売業者等に対して5件の活的	事件処理部門の体制の強化のため、審
		措置を行っており、これは昨年度の2件の法的措置に比べて、措置件数及び内容の向上が認められ	査専門官を増員するとともに、改正独占禁
		ష	止法の施行による課徴金減免制度の導入
		社会的ニーズに的確に対応した事件処理との観点から、頻発する公共調達におけるダンピング受注	
		問題について積極的に対処した。	金減免制度の運用体制を整備。
		有效性】	審査能力の一層の向上のため、立証方
		事件処理件数が昨年並みを維持するとともに、その中で、法的措置件数が増加し、警告及び注意の	
		件数が減少したことは、より独占禁止法違反行為に厳正に対処したといえ、また、多様な事件の処理に	
		努めたこと、高額の課徴金納付を命じたことなどからしても、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処	
		するという目標を達成している。	体制の整備・充実、審査手法の改善、事件
			間のリソースの効率的な配分等により、カ
		法的措置を採った事件について、平均審査期間でみると約1か月短縮され、前年度より迅速処理の取組に成果が上がっていると評価できる。	ルナル・八札談古、II 公益事業方野、知     的財産権分野などの重点審査分野におけ
		組に成来が上がっていると評価できる。 今後、事件処理比率を向上させるには、事件処理の一層の迅速化及び事件処理における業務の効	
		マ後、事件処理に挙名可工ととるには、事件処理の一層の迅速に及び事件処理にあげる業務の対 率性を高めることともに、事件処理部門の体制強化が必要であると考えられる	対処。
		警告事件に投入されたリソースが前年に比べて減少させることができている点については、独占禁	
		正法違反行為に対し厳正かつ積極的に対処するとの方針の成果として評価できるものと考えられる。	
		上方と大きによっている。 一方とのは、 一方とのは、 一方というには、 一方というには、 では、 一方というには、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	
		独占禁止法の改正法について平成17年度中の施行が予定されており、課徴金減免制度の導入に伴う	
		端緒処理部門の一層の強化と別期間で、大きには、一般には、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大き	
		の向上が必要である。	
2	企業結合の審査 (平成16年度)		ますます大型化・複雑化する企業結合
		企業結合審査は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合であるか否	
		かを審査するものであり、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。また、近年、規制改革・民	に対処するため企業結合調査官を増員。
		間開放性進会議やOECD競争委員会など、国内外からその重要性等が指摘されている。	引き続き、一定の取引分野における競
		企業結合事案に迅速かつ的確に対処するとともに、今後とも企業結合審査の透明性を一層確保し、事	争を実質的に制限することとなる企業結合
		業者の予測可能性を更に高めることが必要である。	であるか否かについて、迅速かつ的確な
1		有効性】	審査を行う
1		平成16年度においては、報告、届出、事前相談のあった事案に対し、的確な審査を行っており、一定	
		の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止という目標を達成している。	充実に努め、企業結合審査の透明性を高

	声光のなり		ひとう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅうしゅう しゅう
	事業の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
		公表文の頁数の増加が必ずしも企業結合審査の透明性の向上等に結び付くとは限らないが、頁数の	
		増加は、企業結合審査における一定の取引分野の画定方法、当該企業結合計画に対する独占禁止法	員の重点的配置などにより、引き続き企業
		上の考え方等、事業者の予測可能性を高める上で有効な情報量の増加を示しているとの一定の評価が	結合に関する審査能力・専門性の向上、機
		可能である。	能・体制の強化を図る。
		如率性】	
		法的手続きに基づき報告等の要請を行った事案については、定められた期限内に迅速に処理され	
		ているものと評価することができ、目標を達成している。	
		事前相談制度に基づく書面審査及び詳細審査については、期間内に審査を終え、当事会社に対し	
		回答を行っており、目標を達成している。	
		産業再生関連事案については、処理期間内に迅速に処理されているものと評価することができ 目	
		標を達成している。	
		今後の課題	
		ますます大型化・複雑化する企業結合事案の増大に対し、より一層迅速かつ的確に対処するため	
		に、職員の企業結合に関する審査能力・専門性を向上させ、企業結合審査のさらなる透明化 精緻化を	
		図ることが必要である。そのために、民間の専門家など積極的に外部人材を活用するほか、企業結合審	
		査部門への人員の充実及び大型·複雑な案件への重点的な人員投入により機能·体制の強化を図るこ	
		どが必要である。	
3	景品表示法違反行為に対する	必要性】	より一層の厳正かつ迅速な違反事件処
	措置(平成16年度)	消費者の適正な選択を対げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景	
		品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。 それだけではなく 商品選択に	
		おける国民のニーズの動向を踏まえた法運用を行うことが重要であり、平成16年度においては、特に高	- , - , - , - , - , - , - , - , - , - ,
		齢者社会関連、環境関連等の事件等に積極的に取り組んだ。	て景品表示法第4条第2項の権限を積極
		質が性】	的に用いて排除命令の措置を採る等の取
		違反事件処理件数の増加は顕著であり、厳正 迅速な事件処理が行われたものと評価できる。平成16	
		年度の不当表示事件の件数については、過去30年間で最高となっていること等から、特に不当表示事	
		件に積極的に法的措置である排除命令を行うなど厳正に対処したものと評価でき、景品表示法違反行	
		為に対する厳正な対処という国標を達成している	
		平成16年度に行った排除命令は例外なくすべて新聞報道されている。法的措置である排除命令の措	
		置を積極的に採りこれを公表していくことは、景品表示法違反事件に対する社会的な関心を高めるも	
		のであり、また、排除命令は、一つの業界に与える影響のみならず、他の業界にも影響し、その効果は	
		である。	
		が変性】	
		▼	
		が長期化する傾向が認められること等から、今後は特に景品表示法違反事件調査部門の職員の調査能	
		力の向上や調査手法の改善にも動物に取り組む必要があると思われる	
		プログロエ 19調直子法の改善にも負担がに対け組む必要があると思われる。また、排除命令等と同時に、業界団体等に表示の適正化について要望を行われた例があり、業界全	
		体における適正な表示に対する認識を高める効果が期待できるという点で、効率的な手法といえる	
		今後の課題】	

	事業の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
		国民の適切な商品選択に資するため、引き続き、厳正かつ迅速に事件処理を行い、景品表示法違反行為を排除してい必要があるが、必要処理事件数が増加し、事件自体も複雑かつ巧妙化しており、調査部門の人員は十分といえないものと考えられ、より多くの人員を投入して事件処理が行われるよう、体制の整備を図ることが不可欠である。また、初任者に対する研修を充実させるとともに、中堅調査担当官に対する調査手法の向上を図るための実務的な研修等を充実させることも重要であると考えられる。	
4	下請法違反行為に対する措置(平成16年度)	<ul> <li>必要性】</li> <li>役務委託等における下請取引を規制対象に追加すること等を内容とする改正下請法が施行されたことを受け、従来の製造・修理委託分野に加え、役務委託等の分野においても下請法違反行為を厳正に対処することにより、下請事業者の利益を保護し、もって自由な競争を維持・促進する必要がある。また、下請事業者に及ぼす影響が大きい事業等を積極的に勧告・公表することにより、当該業界全体に対する下請法違反行為の抑止力を強化する必要がある。</li> <li>育効性】</li> <li>下請法違反事件に厳正に対処するとともに、違反事案における効果的な指導を行うことにより、下請事業者の利益を保護し、公正かつ自由な競争を維持・促進するという目標を達成している。発注書面の交付率は、適正な下請取引が行われているかを評価する1つの指標であると考えられることから、発注書面の交付率を製造・修理委託分野並みにするという目標達成と向けて更なる取組が必要である。</li> <li>助率性】</li> <li>下請法違反処理日数は、6か月以内に違反事件を処理するという目標は達成されてはいないものの、全体として短縮化の傾向にあり、下請法違反事件処理の迅速・効率化の目標達成に向けて順調に進んでいると思われる。また、下請法専任者数の伸びに比して事件の処理件数が伸びており、全体として、違反事件の処理は効率的に行っていると評価できる。親事業者、下請事業者の定期書面調査について、オンライン提出率は依然として低率であり、今後、オンライン提出の環境整備を通じ、提出率を高めていくことにより違反事件の効率的な探知を進めてい必要がある。</li> <li>予後の課題】</li> <li>法改正により増加する下請法違反事件を迅速かつ効率的に処理するためには、調査部門の増員は不可欠である。また、書面調査票の電子オンラインによる提出を促進させ、業務のシステム化による調査期間の短縮等の一層の環境の整備が必要である。</li> </ul>	事件処理件数の増大等に対応するため、北海道事務所下請課を新設するとともに、下請取引検査官等を増員。 引き続き、下請事業者に及ぼす影響が大きい事案等を積極的に勧告・公表するなど、下請法違反事件に厳正かつ迅速に対処し、下請事業者の利益を保護し、公正かつ自由な競争を維持・促進する。 役務委託等分野における発注書面交付率を製造・修理委託分野並みに引き上げるための取組を実施する。 書面調査対象事業者の選定のシステム化等により、事務効率化を促進する。
5	電子政府の構築(平成16年度)	国民の利便性・サービスの向上  「必要性】  平成15年度の本件政策評価書において、ホームページ上の情報の所在についての分かりやすさ や、ホームページの使いやすさなどの面が課題として指摘されており引き続き、利用者視点に立っ たシステム整備、サービスの改善に取り組んでいく必要がある。  「育効性】  行政ポータルサイトの整備・充実については、ホームページにおいて、報道発表の当日中の掲載を100%実施していることや、すべての申請・届出等の手続きについての説明資料・様式を掲載してい	引き続き、公表資料のホームページへの迅速な掲載に努めるとともに、政府全体の方針との整合性の確保、ホームページのJIS対応等により、国民の利便性及び行政情報へのアクセシビリティの向上を図る。 また、オンライン申請が可能な申請届出等手続きについて、利用方法の周知を

事業の名称		政策評価の結果の政策への反映状況
2717	るなど、いずれも目標を達成しているが、府省共通情報の提供が政府全体の方針と整合性が取れて	
	いないものもあることから、目標達成に向けて更なる取組が必要である。	- トの実施等により、利用状況、利用者の
	オンライン利用の促進のための環境整備については、利用者側の利便性の向上は図られてきてい	
	ると考えられるものの、行政側での手続き処理期間の短縮について、目標達成に向けて更なる取組が	
	必要である。また、電子申告からの活的措置に至った案件があることは、申告方法の多様化が具体的	
	な事件処理に結びついたものであり、利用方法の周知活動の一定の効果が認められる	業務システムの最適化について、費用
	<b>协率性</b> 】	に見合った効果が得られるかを十分検証
	インターネットによる情報提供の充実は国民の行政情報取得に要する費用の大きな軽減につなが	
	っており従来からの紙等にくらべ、効率的な情報提供となっていると考えられる	進める。特に、公正取引委員会内ネットワ
	一方、電子申請全体の件数、処理期間の短縮状況からすれば、電子申請システム全体の維持費用	ーク最適化については、平成17年8月31
	に見合った効果が十分上がっているとはいえないと考えられるものの、電子申告等における閉庁時間	
	帯での活発な利用を考えると、電子化により負担を軽減する効果も効率性を評価する上で勘案する必要がある。	これに基づき、公正取引委員会内ネットワ ークの最適化を実施する。
	近化に対応した業務牧革	情報セキュリティ対策の充実・強化を図
	必要性】	るため、政府統一基準に基づき、公正取
	従来の行政事務のIT化は、既存の業務及び制度を前提としたものにとどまり IT導入に当たって、	引委員会情報セキュリティポリシー」を改定
	業務の制度面・運用面からの見直し等の取組が不十分であり、業務・システムの最適化による行政運	
	営の簡素化効率化合理化を推進する必要がある。	続き、これに従って、情報セキュリティの確
	有效性】	保に努める。
	個別業務の最適化及び官房基幹業務の最適化については、平成16年度は検討段階であるため	
	目標達成に向けて更なる取組が必要である。	
	人事給与業務の最適化については、目標達成に向け順調に進んでおり、また、給与の全額振込化	
	についても、全額辰込み率は上昇しており、平成17年度末の目標達成に向け順調に進んでいる。	
	<b>协率性</b> 】	
	給与の全額振込化による、給与支給作業に要する人的費用の軽減は、給与の全額振込みの取組に	
	要した費用を大幅に上回るものと推測できる。 また、 最適化を進めるに当たっては、費用に見合った効果が得られるかを十分検証しつつ進めて	
	また、 取断化を進めるに当たっては、 賃用に見言った別来が得られるがを下方検証 し ノノ進め C いく必要があると考えられる	
	いんを7000できたられる 共通的な環境整備	
	必要性】	
	効率的で、安全で、連携のとれた電子政府を構築していくためには、情報システムの整備・運用管	
	理の高度化、情報セキュリティ対策の充実・強化等を図っていく必要がある。	
	有效性】	
	外部委託の推進については、所要の外部委託を行っており目標を達成しているが、今後とも適切に	
	外部委託の推進に努めることが必要である。情報セキュリティ対策等の充実・強化については、内閣官	
	房情報セキュリティセンター に報告を要する事故が 2件あり、目標を達成していると評価できない もの	
	であるが、外部要因による避けがたいものであったと考えられ、その影響により業務の停止等には至	
	らなかったことから、これまでのセキュリティ対策の一定の効果を評価できるものであり、今後とも技術	

事業の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
3-3K-9 EI 3	進歩等に対応したセキュリティ対策の必要性がある。 【妙率性】  情報システム整備 運用についての専門知識を要する業務を外部委託することにより、こうした専門知識の人材の育成に係る費用負担が軽減されているものと考えられる 今後の課題  今回の評価で目標達成に向け更に取組が必要であるとされたものについて、その取組を強化してい	
	《必要があるが、特に、手続のオンライン化に関しては、利用者の利便性向上には効果が見られるものの、行政側の業務効率化こついては、まだ十分な効果が表れていないことから、引き続き、業務の効率化が図られるよう幅広い収組を検討していくことが重要である。また、行政情報の電子的提供の充実に関しても、政府全体の方針に整合的となるよう效善し、ホームページなどをより利用しやすいものとすることも重要である。	

## 2 総合評価

	事業の名称	が空気を発展して、	が空気を発用のひ答えのに動出し
<u> </u>	事業の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
1	A) THIS COUNTY COME I PARE TO THE		地方公共団体等における入札談合防止
	備	公共調達について入札・契約の改革・適正化を進め、入札談合を防止していくことは、政府の重要	
	- 入札談合の防止及び公共調達	課題であり、平成16年3月に閣議決定された、規制改革・民間開放推進3か年計画」においても公正取	
	の改善のための取組 -	引委員会は、地方公共団体における規制改革の推進に資する調査提言を行うごと等が求められてい	
		ることから、公共調達における実態把握に関する調査、提言を行うことが必要である。	機関を対象としたアンケート調査を行い、
		有效性】	平成17年10月14日、公共調達における入
		独占禁止法等についての理解を増進させるため、連絡担当官会議の開催、調査報告書の作成、配	
		布等は有効であったと評価することができる。	る調査報告書」を公表した。
		調達機関が入札談合に対してより厳しい対応を示すようになってきており連絡担当官会議を通じ	
		た独占禁止法等の趣旨の周知の効果は現れてきていると評価できる。	る理解を増進するため、引き続き、国の発
		<b>如率性</b> 】	注者との間で、公共入札に関する公正取
		本局及び各地方事務所等を活用することにより、連絡担当官会議開催に係るコストを抑えつつ多く	
		の発注機関の職員に独占禁止法、入札談合等関与行為防止法等の内容を周知することができたもの	他、地方公共団体・政府出資法人の調達
		と考えられる	担当者を対象とした研修会を開催し、独占
		調査報告書について、作成はおおむね効率的に行われた。また、多くの地方公共団体に内容を問	禁止法及び入札談合等関与行為防止法の
		知できたと評価できる。	趣旨等について発注機関等への周知を行
		ホームページに掲載されたテキスト八札談合の防止に向けて」をダウンロードして活用することに	った。
		より、調達担当者等の独占禁止法等に対する理解が深まることが期待される。また、平成16年10月から	
		の3か月間のダウンロート数は約12,000件であり、多くの調達担当者等がテキストを効率的に入手活	
		用しているということができる。	
		今後の課題】	
		連絡担当官会議等のアンケー  結果を見ると 連絡担当官自身の独占禁止法等への理解が増進し	
		ており、有効であったと評価することができるが、入札、契約制度改革や、いわゆる「官製談合」の防止	
		についても地方公共団体との連携を強化し、実態調査等から導かれた課題の解決に向けて、入札・契	
		約における競争性の向上等のための取組を進めていくことが必要である。	
2	国際協力の推進	必要性】	平成17年度においては、新たにべけ
	- 独占禁止法と競争政策に関す	我が国としては、経済関係が緊密化している東アジア地域に重点を置いた技術研修を通じて、この	
	る途上国に対する技術研修 -	地域の競争環境の整備に貢献することが、我が国の国益からも有益であると考えており 途上国一般	
		に対する研修の他に、国別研修として、インドネシア及び中国に研修を実施している。	ニーズの綿密な調査を基に支援内容を調
		有效性】	整するスキームを採用した。また、東アジ
		インドネシアの研修生に対するアンケー 調査等によれば、ほとんどの研修生が帰国後も、研修で	
		得た知識を今後の日常業務で活用可能と答えており、本研修はインドネシア競争当局職員の能力向	
		上に有効に寄与したと考えられる。	成に努めるとともに、効果的な技術支援の
		また、JIC A集団研修は、被援助国における競争法・競争政策の発展に寄与している。	実施等について意見交換を行った。
		如率性】	

	事業の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
	<del>ず</del> 未∨ノロが	***************************************	☆なえは上一百ちょうごは女 ヘンドがん ノストダインプ
3		インドネシア研修実施前に、その事前研修として、テレビ会議システムを用いて、基礎がは講義を実施したことにより、日本における研修期間を増加させることなく、研修内容を充実させることができたことなどから、研修の効率化に寄与した。 「学後の課題」 独占禁止法と競争政策に関する途上国に対する技術研修は、研修生のアンケート等から、一定の効果が見られるが、引き続き、研修実施機関である。近へ各連携をとりつつ、さらなる研修の効果的 効率的連用に努めて、くとともに、研修ニーズに合致した内容の研修を提供できるよう 常に研修の見直しを図ってい必要がある。 おた、東アジアを中心とする途上国においては、競争法、競争政策への理解が十分な段階に達しているとは言えず、競争当局の執行力も十分なものではないことから、ニーズ調査を実施した上で、新たな研修先の選定を行って、べことを検討すべきである。  冷間圧延ステンレス郷板の製造販売業者 6社に対する件に関し、ステンレス協会会員企業に対しコンプライアンス等の取組状況等のアンケー 調査を実施し、排除能告等の施策の効果について評価を実施した。 (1) 独占禁止法及び 6社への排除を持つ認知が、大半の企業が何らかの形で認知しており 認知ルートとしては、一般メディアや専門メディアを通じて知るに至ったケースが多く 業界団体や同業者を通じて認知するケースは少数であった。 (2) 業界他社に対する排除を持つ影響  「おんで業が一定数みられることから、6社への排除を計合が業界他社におけるコンプライアンス対応を促進させる一要因として作用していたことが推察される。 (3) 販売価格に対する排除を計合の影響 平成15年10月以降の販売価格と昇の要因として、主要原料であるニッケルの断をの上昇等の状況から、販売価格に対する排除を計合の影響 ・平成15年10月以降の販売価格と昇の要因として、主要原料であるニッケルの断格の上昇等の状況から、販売価格に対する排除を計合の影響 ・中成15年10月以降の販売価格とより、排除を計合のであることが推察される。とができるよう多様なルートによる周知を義務付けることによって、排除を計合のインパクトを活めることが期待できるとともに、事件の予防とい・預点からも有効であることが、排除を計合のなのことが期待できるとともに、事件の予防とい・預点からも有効であることが、対除を計合のなのことが期待できるとともに、事件の予防とい・預点からも有効であることが、排除を計合のなのことが期待できるとともに、事件の予防とい・預点からも有効であることを義務化すること等が考えられる	国土交通省発注の鋼橋上部工事に係る 入札談合事件等において、入札談合行為 に関与していた営業担当者の配置転換な ど実効性ある排除措置を実施。 引き続き、実効性ある排除措置につい て検討する。 日本道路公団発注の鋼橋上部工事に係 る入札談合事件、アルミニウムに係るカル テル事件、大手都市銀行による不公正取 引事件など社会的影響力の大きな事件に ついて、厳正かつ積極的に対処。 引き続き、課徴金減免制度の活用、審査 体制の整備・充実、審査手法の改善、事件 間のリソースの効率的な配分等により、社 会的影響力の大きな独占禁止法違反行為
		(2) インパクトある事件審査 厳正な事件処理が最も効果的な競争政策の唱導活動であることから、本件排除勧告事案のような 社会的影響力の大きな事件を積極的に取り上げていくことが重要である。	
4	取引慣行等の実態把握 改善 - ガリン 家電製品の流通実態 調査 -	必要性】 実態調査は、独占禁止法違反行為の未然防止を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要なものである。 今回調査を実施したガリン及び家電製品については、これまでも小売業者による不当廉売のおそれのある行為が度々問題とされていたことから、それぞれの市場構造の実態及び独占禁止法の考え方を明らかにすることを目的として実施した。	平成17年度においては、競争政策上問題となるおそれのある現別情行等が存在する可能性が認められた葬儀サービス、広告業界の取引実態に関する実態調査を実施し、業界団体や事業者に対して改善の要請又は競争政策上の考え方の周いを図った。また、

事業の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
事業の名称	「育郊性】 (1) ガルンの流通実態に関するフォローアップ調査 フォローアップ調査の結果、石油元売会社では、実態調査報告書公表(平成16年9月)後、この内容を社内に周知しており、また、実態調査における指摘事項(系列玉の合理的卸売価格差、契約違反特約店に対する対応、卸売価格の事前決定)について、例えば、卸売価格の事前決定の比率が前回調査より増加するなど、適切に対応している状況がみられた。 (2) 家電製品の流通実態に関するフォローアップ調査 フォローアップ調査の結果、家電メーカー等では、実態調査報告書公表(平成16年9月)後、この内容を社内に周知しており、また、実態調査における指摘事項(リベートの適正な支出等)について、各社、取組済みないし取組中である状況がみられた。 「助率性】 フォローアップ調査によると 家電業界においては、多くのメーカーが報告書の指摘事項について、自主的な改善への取組を行ってきており、報告書の実効性については高く評価できる。また、ガルンと業界においても報告書の指摘事項については広く周知されており、今後の業界の自主的な取組に資するものであったと考えられるまた、カルノン及び家電製品の実態調査については、調査開始時からの新聞等で相当量の報道がなされており、調査によって指摘した問題点についての業界への同知に関しては効果的であったと評価できる。 「今後の課題】 競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等がみられる業界について広く情報収集を行い、そうした情報に基づき、限られた人的物的リソースの中で調査対象を選定し、調査を実施するとともに、調査実施に当たっては、有効かつ効率的な調査を実施し、問題点等の指摘業界への改善要請を行っなど、今後と生実効性のある調査を実施していてことが不可欠である。	医療機器の流通実態については、フォローアップ調査を実施した。 引き続き、独占禁止法違反行為の未然防止 を図り、公正かつ自由な競争を維持(促進するため、幅広ぐ情報以集を行い、調査対象を厳選した上で効果的、効率的な調査を行う